

寄 附 行 為

学校法人 大 手 前 学 園

寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人大手前学園と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市中央区大手前2丁目1番88号に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、地域社会に向かって開かれた学校教育を行い、創造的な自己開発型の有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校等)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成する為、次に掲げる学校を設置する。

(1) 大手前大学

大学院 比較文化研究科

総合文化学部 総合文化学科

メディア・芸術学部 メディア・芸術学科

現代社会学部 現代社会学科

健康栄養学部 管理栄養学科

国際看護学部 看護学科

通信教育部

現代社会学部 現代社会学科

(2) 大手前短期大学 ライフデザイン総合学科

(3) 大手前栄養製菓学院専門学校 衛生専門課程

第3章 役 員 及 び 理 事 会

(役 員)

第5条 この法人に、次の定数の役員を置く。

(1) 理事 6名～8名

(2) 監事 2名～3名

(理 事 長)

第6条 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 大手前大学の学長及び大手前短期大学の学長

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した理事2名～3名

(3) この法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会において選任した理事2名～3名

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

（役員の任期）

第9条 役員（第7条第1項第1号の規定により理事となる者を除く、この条中以下同じ。）の任期は、4年とする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（役員の補充）

第10条 この法人の理事又は監事の内、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

（1）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

（2）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

（3）職務上の義務に著しく違反したとき。

（4）役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

（1）任期の満了。

（2）辞任。

（3）学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（理事長の職務）

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（理事の代表権の制限）

第13条 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの法人の業務についてこの法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

（監事の職務）

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（1）この法人の業務を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

（4）第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

（5）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

（6）この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為第17条、第33条、第34条、第39条、第40条、第41条、第42条に規定する場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第17条 次に掲げる事項については、理事3分の2以上の議決がなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項。
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。
- (3) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散。
- (4) 残余財産の処分に関する事項。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には出席した理事全員が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13名～17名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の教職員の内から選任される者3名～4名。
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のものの内から選任された者3名～4名。
- (3) 大手前大学の学長、大手前短期大学の学長、大手前栄養製菓学院専門学校の学院長並びにこの法人の理事長の内から選任された者3名。
- (4) この法人に関係ある学識経験者及び寄附等による功労者4名～6名。

2 前項第1号、第2号及び第3号に規定する評議員は、理事会において選任する。

3 第1項第4号に規定する評議員は、前項の規定により選任された評議員の過半数の議決をもって選任する。

4 第1項第1号及び第3号に規定する評議員は、その地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第24条 評議員（第23条第1項第3号に規定する者を除く。この条中以下同じ。）の任期は4年とする。

ただし、欠員が生じた場合の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(議事録)

第26条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」に読みかえるものとする。

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、次の通りとする。

(1) 別紙財産目録記載の財産

(2) 資産から生ずる果実

(3) 授業料入学金及び入学検定料

(4) 寄附金品

(5) その他の収入

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従ってそれぞれの財産に編入する。

(財産処分の制限)

第29条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。

ただし、この法人の事業運行上やむを得ない事由があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

（運用財産たる積立金の保管）

第30条 運用財産の内積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託をするか、又は郵便貯金若しくは定期預金とするかして、理事長が保管する。

（経費の支弁）

第31条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、入学検定料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

（会計）

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算及び事業計画）

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第15条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（資産総額の変更登記）

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

（解散）

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（1）理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

（2）この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

（3）合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、大手前学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(特称)

第46条 この法人は、その設置している学校の功労者に対して理事会に諮り、次の特称を与えることができる。

学園主 本学園を創設したる者

顧問 本学園の経営に力を寄せたる者

附 則

1. この法人の組織変更当初の役員は、当分の間、従前の寄附行為によって選任された左の役員とする。

理 事 藤井 健造

〃 藤井 加代
〃 大谷 辰造
〃 樋口 治男
〃 川俣 次夫
監 事 春原 源太郎
〃 河野 浩

2. 組織変更後のこの寄附行為による役員の選任は、速かに行われなければならない。

3. 第1項の役員は、前項の役員が選任された場合には、その職を失うものとする。

附 則

昭和26年2月27日文部大臣認可のこの寄附行為は昭和26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和30年4月1日）から施行する。

附 則

昭和41年1月25日文部大臣認可のこの寄附行為は昭和41年4月1日から施行する。

附 則

昭和44年1月6日文部大臣認可のこの寄附行為は昭和44年4月1日から施行する。

附 則

昭和44年2月28日文部大臣認可のこの寄附行為は昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和44年4月9日）から施行する。

附 則

昭和50年1月31日文部大臣認可のこの寄附行為は昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年4月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和63年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和63年12月22日）から施行する。

附 則

平成2年5月28日文部大臣認可のこの寄附行為は平成3年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年12月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年3月4日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年9月2日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成10年7月13日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

（大手前女子大学文学部の美学・美術史学科、英米文学科の存続に関する経過措置）

大手前女子大学文学部の美学・美術史学科、英米文学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成11年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年3月23日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1. 平成11年5月26日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

（大手前女子大学の存続に関する経過措置）

2. 大手前女子大学は、改正後の寄附行為第4条第1号、第7条第1項、第17条第1項第3号の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

（大手前女子大学文学部の存続に関する経過措置）

3. 大手前女子大学文学部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則

（施行期日）

1. 平成12年5月25日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

（大手前栄養文化学院専門学校の存続に関する経過措置）

2. 大手前栄養文化学院専門学校は、改正後の寄附行為第4条第3号、第17条第1項第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該専門学校に在学する者が当該専門学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成14年3月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年7月31日）から施行する。

附 則

平成15年3月20日理事会決議のこの寄附行為は平成16年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月13日）から施行する。

附 則

平成15年11月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

平成16年11月15日理事会決議のこの寄附行為は平成17年4月1日より施行する。

（大手前大学人文科学部美術学科の存続に関する経過措置）

大手前大学人文科学部美術学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成16年11月15日理事会決議のこの寄附行為は平成17年4月1日より施行する。

（大手前大学社会文化学部社会情報学科の存続に関する経過措置）

大手前大学社会文化学部社会情報学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成17年3月14日理事会決議のこの寄附行為は平成17年4月1日より施行する。

（大手前大学大学院文学研究科の存続に関する経過措置）

大手前大学大学院文学研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成17年3月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年8月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成18年5月25日）から施行する。

附 則

平成18年5月25日理事会決議のこの寄附行為は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年11月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年10月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成23年5月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成24年3月27日）から施行する。

附 則

平成26年3月25日理事会承認のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年8月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

（大手前栄養学院専門学校の存続に関する経過措置）

大手前栄養学院専門学校は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成28年3月31日に当該専門学校に在学する者が当該専門学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成 28 年 3 月 30 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 28 年 9 月 7 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 29 年 5 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 30 年 8 月 31 日）から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
(設置する学校等) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成する 為、次に掲げる学校を設置する。 (1) 大手前大学 大学院 比較文化研究科 総合文化学部 総合文化学科 メディア・芸術学部 メディア・芸術学科 現代社会学部 現代社会学科 健康栄養学部 管理栄養学科 国際看護学部 看護学科 通信教育部 現代社会学部 現代社会学科 (2) 大手前短期大学 ライフデザイン総合学科 <u>歯科衛生学科</u> (3) 大手前栄養製菓学院専門学校 衛生専門課程 <u>附 則</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日</u> <u>(令和 年 月 日) から施行する。</u>	(設置する学校等) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成する 為、次に掲げる学校を設置する。 (1) 大手前大学 大学院 比較文化研究科 総合文化学部 総合文化学科 メディア・芸術学部 メディア・芸術学科 現代社会学部 現代社会学科 健康栄養学部 管理栄養学科 国際看護学部 看護学科 通信教育部 現代社会学部 現代社会学科 (2) 大手前短期大学 ライフデザイン総合学科 (新設) (3) 大手前栄養製菓学院専門学校 衛生専門課程

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類								
年 度 区 分		平成30年度	開設年度の 前年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計	
設 置 経 費	校 地 （ うち 造 成 費 ）		—	—	—	—	—	
	施 設	基 準 内	—	310,106 千円	—	—	—	310,106 千円
		基 準 外	—	—	—	—	—	—
	設 備	図 書	—	6,559 千円	—	—	—	6,559 千円
		教 具 校 具 備 品	—	249,482 千円	—	—	—	249,482 千円
		小 計		—	566,147 千円	—	—	—
新設校の開設年度の経常経費								
合 計		—	566,147 千円	—	—	—	566,147 千円	

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	371,286 千円
		基 準 外	12,246 千円
	設 備	図 書	81,935 千円
		教具・校具・備品	14,064 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現 金 預 金	66,147 千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金3,505,941千円のうち66,147千円を財源に充当する
教育施設設備特定資産	500,000 千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた教育施設設備特定資産2,000,000千円のうち500,000千円を財源に充当する
合 計	566,147 千円	

財 産 目 録 総 括 表

年 度 科 目	平成29年度末 (開設年度の前々年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申 請 時 (平成31年3月31日)
一 基本財産	28,872,561 千円	30,613,635 千円	30,613,635 千円
二 運用財産	9,485,855 千円	9,857,721 千円	9,857,721 千円
三 負債額	2,352,727 千円	4,283,756 千円	4,283,756 千円
1 固定負債	1,309,956 千円	3,011,241 千円	3,011,241 千円
2 流動負債	1,042,771 千円	1,272,515 千円	1,272,515 千円
四 基本財産＋運用財産	38,358,415 千円	40,471,356 千円	40,471,356 千円
五 純資産(四－三)	36,005,688 千円	36,187,601 千円	36,187,601 千円

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日

(単位 円)

資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 資 産	(36,892,019,913)	(36,685,526,707)	(206,493,206)
有 形 固 定 資 産	< 30,613,634,951 >	< 28,872,560,502 >	< 1,741,074,449 >
特 定 資 産	< 5,303,138,592 >	< 6,596,764,452 >	< △ 1,293,625,860 >
そ の 他 の 固 定 資 産	< 975,246,370 >	< 1,216,201,753 >	< △ 240,955,383 >
流 動 資 産	(3,579,336,386)	(1,672,888,348)	(1,906,448,038)
資 産 の 部 合 計	40,471,356,299	38,358,415,055	2,112,941,244
負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 負 債	(3,011,240,902)	(1,309,956,000)	(1,701,284,902)
流 動 負 債	(1,272,514,828)	(1,042,771,407)	(229,743,421)
負 債 の 部 合 計	4,283,755,730	2,352,727,407	1,931,028,323
純 資 産 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基 本 金	(43,300,953,168)	(42,735,611,330)	(565,341,838)
第 1 号 基 本 金	42,488,814,576	41,929,846,878	558,967,698
第 3 号 基 本 金	453,138,592	446,764,452	6,374,140
第 4 号 基 本 金	359,000,000	359,000,000	0
繰 越 収 支 差 額	(△ 7,113,352,599)	(△ 6,729,923,682)	(△ 383,428,917)
純 資 産 の 部 合 計	36,187,600,569	36,005,687,648	181,912,921
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	40,471,356,299	38,358,415,055	2,112,941,244

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事業規模等	実 施 時 期	備 考
平成31年度	<u>さくら夙川キャンパス</u> 短期大学歯科衛生学科設置に係る短期大学・大学校舎L棟設計監理業務	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1,408.00㎡	平成30年6月～ 令和2年1月	大手前短期大学歯科衛生学科専用
	短期大学歯科衛生学科設置に係る短期大学・大学校舎L棟改修工事	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1,408.00㎡	令和元年9月着工予定 令和2年1月完成予定	大手前短期大学歯科衛生学科専用
	短期大学歯科衛生学科設置に係る短期大学・大学校舎L棟電話交換機配線工事	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1,408.00㎡	令和元年9月着工予定 同年12月完成予定	大手前短期大学歯科衛生学科専用
	短期大学歯科衛生学科設置に係る短期大学・大学校舎L棟ネットワーク構築	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1,408.00㎡	令和元年9月着工予定 同年12月完成予定	大手前短期大学歯科衛生学科専用
	大学・短期大学新校舎建設工事	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 5,353.00㎡	令和元年8月着工予定 令和3年1月完成予定	大手前大学・大手前短期大学既設学科共用
	大学学生寮購入	土地 784.21㎡ 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 1,198.57㎡	令和元年5月31日購入	大手前大学専用
	大手前大学倉庫購入	土地 69.29㎡ 木造瓦葺2階建 54.27㎡	令和元年7月購入予定	大手前大学専用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
平成31年度	大学校舎T棟改修工事	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根3階建 201.48㎡	令和元年5月着工 令和元年6月完成	大手前大学専用
	大学教職員宿舍改修工事	木・鉄骨造陸屋根2階建 240.72㎡	令和元年6月着工 令和元年8月完成予定	大手前大学専用
	大学ブロック塀改修工事	鉄筋コンクリート造塀 18.00m	令和元年8月着工 令和元年10月完成予定	大手前大学専用
	大学校舎R棟改修工事	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 1,258.35㎡	平成31年4月着工 令和元年7月完成予定	大手前大学専用
	大学校舎D棟改修工事	鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造 陸屋根地下1階付3階建 1,736.93㎡	令和元年5月着工 令和元年7月完成予定	大手前大学専用
	大阪大手前キャンパス 大学・専門学校校舎C棟改修 工事	鉄骨造陸屋根8階建 5,389.61㎡	令和元年5月着工 令和元年7月完成予定	大手前大学・大手前栄養製菓学院 専門学校共用
	大学・専門学校校舎B棟改修 工事	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき・ 陸屋根6階建 3,094.65㎡	〃	大手前大学・大手前栄養製菓学院 専門学校共用
	短期大学歯科衛生学科設置に 係る教具・校具・備品購入	短期大学歯科衛生学科用 教具 教具・校具・備品 1式 3,054点	令和元年9月～ 令和2年3月購入予定	大手前短期大学歯科衛生学科専用
	大学設備購入	教具・校具等 約 580点	平成31年4月～ 令和2年3月購入予定	大手前大学専用
	短期大学設備購入	〃 75点	〃	大手前短期大学既設学科専用
	専門学校設備購入	〃 30点	〃	大手前栄養製菓学院専門学校専用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
平成31年度	短期大学歯科衛生学科設置に係る図書購入	図 書 1,019点	令和2年2月購入予定	大手前短期大学歯科衛生学科専用
	大学図書購入	〃 約 5,070冊	平成31年4月～ 令和2年3月購入予定	大手前大学専用
	短期大学図書購入	〃 670冊	〃	大手前短期大学既設学科専用
	専門学校図書購入	〃 300冊	〃	大手前栄養製菓学院専門学校専用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和2年度	さくら夙川キャンパス 大学・短期大学校舎(A棟・B棟・ C棟・CE棟・G棟)改修工事	(A棟)鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 4,727.84㎡ (B棟)鉄骨造陸屋根3階建 3,384.90㎡ (C棟)鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 瓦葺3階建 1,012.01㎡ (CE棟)鉄筋コンクリート・鉄骨・鉄骨 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付 2階建 3,944.99㎡ (G棟)鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板葺陸屋根2階建 鉄骨造陸屋根2階建 1,676.42㎡	令和2年4月着工予定 令和3年4月完成予定	大手前大学・大手前短期大学共用
	大学学生寮JW棟改修工事	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 1,944.36㎡	令和2年7月着工予定 同年9月完成予定	大手前大学専用
	大学設備購入	教具・校具等 約 1,600点	令和2年4月～ 令和3年3月購入予定	大手前大学専用
	短期大学設備購入	〃 60点	〃	大手前短期大学専用
	専門学校設備購入	〃 32点	〃	大手前栄養製菓学院専門学校専用
	大学図書購入	図 書 約 5,250冊	令和2年4月～ 令和3年3月購入予定	大手前大学専用
	短期大学図書購入	〃 740冊	〃	大手前短期大学専用
	専門学校図書購入	〃 200冊	〃	大手前栄養製菓学院専門学校専用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和3年度	さくら夙川キャンパス 大学校舎A棟改修工事他	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 4,727.84㎡	令和2年4月 着工予定 令和3年4月 完成予定	大手前大学・大手前短期大学共用
	大学設備購入	教具・校具等 約 150点	令和3年4月～ 令和4年3月 購入予定	大手前大学専用
	短期大学設備購入	〃 60点	〃	大手前短期大学専用
	専門学校設備購入	〃 32点	〃	大手前栄養製菓学院専門学校専用
	大学図書購入	図 書 約 4,400冊	令和3年4月～ 令和4年3月 購入予定	大手前大学専用
	短期大学図書購入	〃 740冊	〃	大手前短期大学専用
	専門学校図書購入	〃 200冊	〃	大手前栄養製菓学院専門学校専用

年 度	事 項	事 業 規 模 等	実 施 時 期	備 考
令和4年度	さくら夙川キャンパス 大学・短期大学校舎A棟改修 工事	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 4,727.84㎡	令和4年4月着工予定 令和5年3月完成予定	大手前大学・大手前短期大学共用
	大阪大手前キャンパス 大学校舎A棟空調工事	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1階付9階建 3,160.51㎡	令和4年4月着工予定 令和5年3月完成予定	大手前大学専用
	大学設備購入	教具・校具等 約 160点	令和4年4月～ 令和5年3月購入予定	大手前大学専用
	短期大学設備購入	〃 100点	〃	大手前短期大学専用
	専門学校設備購入	〃 20点	〃	大手前栄養製菓学院専門学校専用
	学校法人設備購入	備 品 3点	〃	学校法人専用
	大学図書購入	図 書 約 4,800冊	令和4年4月～ 令和5年3月購入予定	大手前大学専用
	短期大学図書購入	〃 740冊	〃	大手前短期大学専用
	専門学校図書購入	〃 200冊	〃	大手前栄養製菓学院専門学校専用

様式第10号その1(第12条関係)

資 金 収 支 予 算 決 算 総 括 表

(収入の部)

(単位:千円)

年 度 科 目	開 設 年 度	開設2年目	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入	97,300	180,600	263,900
手数料収入	2,457	2,511	2,562
寄付金収入	0	0	0
補助金収入	7,958	19,924	28,252
資産売却収入	0	0	0
付随事業・収益事業収入	2,640	2,640	2,640
受取利息・配当金収入	50	50	50
雑収入	500	500	500
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	55,650	55,650	55,650
その他の収入	0	0	0
学園内振替	100,000	30,000	0
資金収入調整勘定	△ 55,650	△ 55,650	△ 55,650
前年度繰越支払資金	0	22,732	29,418
収入の部合計	210,905	258,957	327,322

(支出の部)

年 度 科 目	開 設 年 度	開設2年目	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出	120,873	137,239	150,106
教育研究経費支出	35,000	60,000	77,500
管理経費支出	31,000	31,000	31,000
借入金等利息支出	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0
施設関係支出	0	0	0
設備関係支出	1,300	1,300	2,300
資産運用支出	0	0	0
その他の支出	0	0	0
学園内振替	0	0	0
[予備費]	0	0	0
資金支出調整勘定	0	0	0
翌年度繰越支払資金	22,732	29,418	66,416
支出の部合計	210,905	258,957	327,322

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目			年 度	開 設 年 度	開設2年目	完 成 年 度
				新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	97,300	180,600	263,900	
		手数料	2,457	2,511	2,562	
		寄付金	0	0	0	
		経常費等補助金	7,958	19,924	28,252	
		付随事業収入	2,640	2,640	2,640	
		雑収入	500	500	500	
		教育活動収入 計	110,855	206,175	297,854	
	支出	人件費	122,378	140,039	158,454	
		教育研究経費	61,700	86,700	104,200	
		管理経費	32,700	32,700	32,700	
		徴収不能額等	0	0	0	
		教育活動支出 計	216,778	259,439	295,354	
教育活動収支差額		△ 105,923	△ 53,264	2,500		
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	50	50	50	
		その他の教育活動外収入	0	0	0	
		教育活動外収入 計	50	50	50	
	支出	借入金等利息	0	0	0	
		その他の教育活動外支出	0	0	0	
		教育活動外支出 計	0	0	0	
		教育活動外収支差額	50	50	50	
経常収支差額		△ 105,873	△ 53,214	2,550		
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	
		その他の特別収入	0	0	0	
		特別収入 計	0	0	0	
	支出	資産処分差額	0	0	0	
		その他の特別支出	0	0	0	
		特別支出 計	0	0	0	
		特別収支差額	0	0	0	
〔 予備費 〕		0	0	0		
基本金組入前当年度収支差額		△ 105,873	△ 53,214	2,550		
基本金組入額合計		△ 1,300	△ 1,300	△ 2,300		
当年度収支差額		△ 107,173	△ 54,514	250		
前年度繰越収支差額		0	△ 107,173	△ 161,687		
基本金取崩額		0	0	0		
翌年度繰越収支差額		△ 107,173	△ 161,687	△ 161,437		
(参考)						
事業活動収入 計		110,905	206,225	297,904		
事業活動支出 計		216,778	259,439	295,354		